第二十三条第一項中「鉄道事業再構築事業に係る」の下に「区間において」を加え、「当該旅客鉄道事業に係る路線において」を削り、同条第二項第一号中「路線」の下に「及びその区間」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号の前に次の一号を加える。

六　利用者の利便の確保に関する事項

第二十四条第二項第三号中「それぞれ当該」を「それぞれ」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十四条第八項中「及び第五項の変更の認定」を「、第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「変更の認定」の下に「又は第六項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五条第一項中「若しくは第十六条第三項」を「、第十六条第三項、第四項若しくは第八項若しくは第十七条」に改める。

第二十七条第四項中「若しくは第四項後段」を「、第四項若しくは第八項後段」に改める。

第二十七条の二第二項第二号中「及び実施主体」を削り、「除く。）」の下に「及びその実施主体」を加え、同条第三項中「を定めようとする」を「を作成する」に、「特定旅客運送事業を営む者、当該特定旅客運送事業を営む者に代わって引き続き当該路線等における運送を実施しよう」を「一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者、当該路線等における運送を実施させよう」に改め、同条第四項中「定めようとする」を「作成する」に改め、同条第五項中「定めた」を「作成した」に改める。

第二十七条の三第二項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「それぞれ当該」を「それぞれ」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第七号を第四号とし、第八号を削り、同項第九号中「それぞれ当該」を「それぞれ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十号を同項第六号とし、同条第三項中「前項」を「国土交通大臣は、前項」に、「鉄道事業法第十六条第一項の認可、軌道法第三条の特許、同法第十一条第一項の運賃若しくは料金の認可、同法第二十二条ノ二の許可、」を「地域旅客運送サービス継続実施計画に」に、「ものについては、」を「事業に関する事項が定められているときは、あらかじめ、当該事項について」に、「し、その他必要な手続は、政令で定める」を「する」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十七条の三第八項中「及び第五項の変更の認定及び第六項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「変更の認定」の下に「又は第六項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第二項の認定を受けた地方公共団体は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条の四及び第二十七条の五を削る。

第二十七条の六第一項中「第二十七条の三第二項の認定」を「前条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。以下同じ。）」に、「から第五項まで」を「、第四項若しくは第六項」に改め、「、自家用有償旅客運送について同法第七十九条の登録若しくは同法第七十九条の七第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものと」を削り、同条第二項中「同法による一般旅客自動車運送事業」を「一般乗合旅客自動車運送事業」に、「第二十七条の三第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第二十七条の四とする。

第二十七条の七第一項中「、第十一条の二第一項」を「若しくは第十一条の二第一項」に改め、「、第十九条の五若しくは第二十条第二項若しくは第三項」を削り、同項後段を削り、同条を第二十七条の五とする。

第二十七条の八第三項中「定めようとする」を「作成する」に、「を営む鉄道事業者」を「について鉄道事業法の許可を受けた者」に、「第二十七条の十第二項」を「第二十七条の八第二項」に、「軌道経営者」を「軌道法による軌道経営者」に改め、同条第四項中「定めた」を「作成した」に改め、第三章第八節中同条を第二十七条の六とする。

第二十七条の九第三項第三号、第五号及び第六号中「それぞれ当該」を「それぞれ」に改め、同項第九号及び第十号中「単に」を削り、同条第八項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二十七条の九第十一項中「及び第八項の変更の認定及び第九項の規定による変更の届出」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「変更の認定」の下に「又は第九項の規定による変更の届出」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　第三項の認定を受けた者は、前項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十七条の九を第二十七条の七とする。

第二十七条の十第一項中「第四項」を「第八項」に改め、同条第二項中「第二十七条の十四第二項」を「第二十七条の十二第二項」に改め、「単に」を削り、「第二十七条の十五第二項」を「第二十七条の十三第二項」に改め、同条を第二十七条の八とする。

第二十七条の十一中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、同条を第二十七条の九とする。

第二十七条の十二中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、「から第五項まで」を「、第四項若しくは第六項」に改め、同条を第二十七条の十とする。

第二十七条の十三中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、同条を第二十七条の十一とする。

第二十七条の十四の前の見出しを削り、同条第一項中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、同条を第二十七条の十二とし、同条の前に見出しとして「（貨物利用運送事業法の特例）」を付する。

第二十七条の十五第一項中「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に改め、同条を第二十七条の十三とする。

第二十七条の十六第二項第二号中「及び実施主体」を削り、「除く。）」の下に「及びその実施主体」を加え、同項第三号中「内容」の下に「（当該地方公共団体が費用を負担する場合にあっては、その負担額を含む。）」を加え、同項第五号中「額」の下に「（第三号に規定する負担額を除く。）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「定めた」を「作成した」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「定めようとする」を「作成する」に改め、「規定する者」の下に「及び協定締結実施主体」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「定めようとする」を「作成する」に